



平成 21 年 4 月 13 日

各 位

会 社 名	株式会社 カスミ
代 表 者 名	代表取締役社長 小濱 裕正
(コード番号	8 1 9 6 東証第一部)
問い合わせ先	常務取締役兼上席執行役員 業務企画本部マネジャー 福井 博文
	(TEL. 029-850-1850(代))

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 4 月 13 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 21 年 5 月 26 日開催予定の当社第 48 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条につきまして目的事項の追加を行うものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます) が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行 (いわゆる株券の電子化) されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 7 条 (株券の発行) につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

- (3) 株主の皆様へのサービス拡充の観点から、会社法第 194 条に規定する単元未満株式の買増制度の導入をいたしたく、平成 21 年 6 月 1 日を効力発生日として、定款第 9 条 (単元未満株式の買増し) を新設し、これに伴う所要の変更を行い、附則をもって効力発生時期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別表のとおりであります。

3. 改定日

平成 21 年 5 月 26 日 (火)

(但し、定款第 9 条 (単元未満株式の買増し) および第 8 条第 4 号の新設は、平成 21 年 6 月 1 日 (月) から実施する。)

(下線は、変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(12) (各号省略) (新 設)</p> <p>(13)損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務 (14)不動産の売買、賃貸借、仲介、管理業ならびに動産の賃貸業 (15)金銭の貸付、その貸借の媒介およびその保証ならびに割賦販売業 (16)経営管理指導ならびに業務受託 (17)前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p><u>(株券の発行)</u> 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(单元株式数および单元未満株式の不発行) 第8条 当社の单元株式数は、100株とする。 2 当社は、前条の規定にかかわらず、<u>单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(单元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (新 設) (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(12) (各号省略) <u>(13)一般・産業廃棄物の収集・運搬・処理事業ならびにこれらに係る有用資源の回収・リサイクル・再生等の有効利用事業</u> (14)損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務 (15)不動産の売買、賃貸借、仲介、管理業ならびに動産の賃貸業 (16)金銭の貸付、その貸借の媒介およびその保証ならびに割賦販売業 (17)経営管理指導ならびに業務受託 (18)前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>(削 除)</p> <p>(单元株式数) 第7条 当社の单元株式数は、100株とする。 (削 除)</p> <p>(单元未満株式についての権利) 第8条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり) <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(单元未満株式の買増し) 第9条 当社の株主は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p>(株式取扱規程) 第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程) 第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>第12条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第12条～第39条 (現行どおり)</p>
<p>附 則 第1条 第8条第1項の変更は、平成21年6月1日をもってその効力を生じるものとし、効力発生までは従前どおり次のおりとする。 (单元株式数および单元未満株券の不発行) 第8条 当社の单元株式数は、1,000株とする。</p>	<p>附 則 第1条 第7条第1項の変更は、平成21年6月1日をもってその効力を生じるものとし、効力発生までは従前どおり次のおりとする。 (单元株式数) 第7条 当社の单元株式数は、1,000株とする</p>
<p>第2条 前条および本条は、第8条第1項の変更の効力発生後、前条および本条を削除する。</p>	<p>第2条 前条および本条は、第7条第1項の変更の効力発生後、前条および本条を削除する</p>
<p>(新設)</p>	<p>第3条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第4条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって、前条および本条を削除する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第5条 第9条(单元未満株式の買増し)および第8条第4号の新設は、平成21年6月1日から実施する。 なお、効力発生後、本条を削除する。</p>

なお、当社は平成21年4月13日開催の取締役会において当社現行定款第8条に定める单元株式数を平成21年6月1日をもって、1,000株から100株に変更する旨決議いたしております。

以上